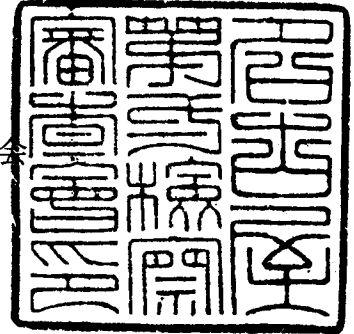


平成20年9月25日

名古屋第一検察審査会



議 決 の 要 旨

下記被疑者らに対する犯人隠避・鉄道営業法違反被疑事件につき、当検察審査会は申立人の申立てにより審査を行い、平成20年9月11日下記のとおり議決しました。

記

申立人氏名	半澤一宣
被疑者氏名	■■■■■ ■■■■■
不起訴処分をした検察官氏名	名古屋地方検察庁 検察官事務取扱副検事 曾我正平
議決の趣旨	本件不起訴処分はいずれも相当である。
議決の理由の 要 旨	別紙のとおり



検察審査会の判断

当検察審査会は、本件不起訴記録等及び審査申立書等を精査し、慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

1 犯人隠避罪

(1) 被疑者■■■■■について

申立人が、駅構内において、喫煙していた氏名不詳者（以下「喫煙者という。」）に注意したところ、口論となったので、駅員である被疑者■■■■■に、その旨告げたが却って喫煙者から反発や暴力を受けたため、被疑者■■■■■に、警察を呼んで欲しいと頼んだが同人は、傍観者のように何もしてくれなかったというものであるが、被疑者■■■■■は、喫煙現場を目撃していない。

また、被疑者■■■■■によれば、申立人のいう喫煙者の暴力行為については、申立人が喫煙者に接近したため、喫煙者がこれを阻止するために押しとどめようとした行為で暴行としての認識がなかったと供述していることに特段の不自然さがない。第三者の目撃者がいない。

(2) 被疑者■■■■■について

申立人は、喫煙者を指さして、車掌である被疑者■■■■■に対し、「その男が暴力を振るったので、その男が降りる駅で警察に引き渡してください。」と言ったと言うが、同人は、暴行の現場は見えていないし、朝の混雑時で電車が構内に入ってきたときであり、被疑者■■■■■には、申立人が何を言っていたのか意味が十分理解できなかった可能性も否定できない。

2 鉄道営業法第24条（失行罪）、同法第25条（職務上の義務違反罪）

被疑者らの上記各行為は、常識上において看過できないような失態とは認められない。被疑者らには、喫煙者による暴力行為があったとの認識がなく、職務上の義務として直ちに警察に通報すべき義務違反があったとまでは言い難い。

以上の理由により、明白な証拠がない本件においては、嫌疑が十分とは言えず、検

察官がした不起訴処分の裁定を覆すに足りる証拠が認められず、また、捜査が不十分であると認定することも困難である。

よって、上記議決の趣旨記載のとおり議決する。

